

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成18～25年度)

(対象：正会員・準会員190行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成18年度	4,150	2,177	43	54
平成19年度	2,577	1,196	43	59
平成20年度	1,986	982	32	22
平成21年度	2,317	1,165	30	33
平成22年度	1,962	1,103	27	45
平成23年度	1,446	644	26	41
平成24年度	1,012	428	17	9
平成24年4月～6月	279	108	5	3
平成24年7月～9月	290	113	4	2
平成24年10月～12月	240	115	5	3
平成25年1月～3月	203	92	3	1
平成25年度	897	477	19	13
平成25年4月～6月	233	108	6	5
平成25年7月～9月	207	153	5	3
平成25年10月～12月	264	131	6	4
平成26年1月～3月	193	84	2	1

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成20年度	1,977	1,761	89.1%
平成21年度	2,301	2,076	90.2%
平成22年度	1,957	1,749	89.4%
平成23年度	1,425	1,273	89.3%
平成24年度	991	897	90.5%
平成24年4月～6月	271	246	90.8%
平成24年7月～9月	284	257	90.5%
平成24年10月～12月	237	211	89.0%
平成25年1月～3月	199	183	92.0%
平成25年度	865	755	87.3%
平成25年4月～6月	225	209	92.9%
平成25年7月～9月	202	168	83.2%
平成25年10月～12月	253	213	84.2%
平成26年1月～3月	185	165	89.2%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員191行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	1,047	432	20	14
平成26年4月～6月	300	133	5	3
平成26年7月～9月	286	111	7	7
平成26年10月～12月	270	108	4	3
平成27年1月～3月	191	80	4	1
平成27年度	782	402	12	10
平成27年4月～6月	286	135	3	1
平成27年7月～9月	297	159	6	4
平成27年10月～12月	199	108	3	5
平成28年1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	1,010	910	90.1%
平成26年4月～6月	291	270	92.8%
平成26年7月～9月	281	250	89.0%
平成26年10月～12月	263	232	88.2%
平成27年1月～3月	175	158	90.3%
平成27年度	573	533	93.0%
平成27年4月～6月	250	232	92.8%
平成27年7月～9月	236	226	95.8%
平成27年10月～12月	87	75	86.2%
平成28年1月～3月			

- (注 1) アンケート結果は、自行的お客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。
- (注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。
- (注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。
- (注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。
- (注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

以 上